

平成 20 年 11 月 6 日

各 中学・高等学校 長 殿
同 入学試験担当者殿

社団法人 日本文藝家協会
理 事 長 坂上 弘

入試問題に関する要望書

拝啓 貴校におかれましてはますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて本日は、貴校で実施されます平成 21 年度の入試問題作成に関する件でお願いをさせていただきます。

日本文藝家協会は、作家・劇作家・評論家・随筆家・翻訳家・詩人・歌人・俳人等、文芸家の職能団体として著作権の擁護・確立につとめ、平成 15 年 10 月 1 日からは委託者の著作権管理業務も行っております。例年、各学校等の入学試験問題（主として国語）に文芸家の作品が数多く使用され、今後も増加する状態にありますので、貴校におかれまして下記の点でご留意くださるよう、要望いたします。

ご存知の通り、公表された著作物を必要限度内で入学試験に用いることは著作権法（第 36 条）によって認められておりますが、出題に際し、教育的配慮の域を越えて文章をみだりに改変すること（同一性保持権侵害）や、出典を明示しないこと（氏名表示権・出所の明示侵害）は、禁じられております。しかしながら、入試問題作成にあたって、これらの違法行為が相変わらず目立つことは、はなはだ遺憾なことです。また、入試問題を当該試験の受験生以外の者が閲覧できるような態様でホームページ等に掲載する場合は、「著作物の使用」となり、著作権者の許諾が必要ですが、これが守られないことも多々あります。

以上の現状から、当協会は、貴校が今後の入学試験実施にあたり、法によって定められた著作権・著作者人格権を十分に尊重して下さるよう、強く要望いたします。

つきましては、貴校で実施される入学試験に文芸家の作品を使用される場合、入試問題作成関係者に特に下記のようにご指導下さるよう、お願い申し上げます。

なお、貴校が、入試問題を教材出版社等に提供される場合、教材出版社等では日本文藝家協会との取り決めにより、教材掲載に当たっては必ず権利処理をして出版しておりますので、その提供に問題がないことを申し添えます。

敬具

記

- 1、出題に際しみだりに作品を改変しないこと。
- 2、出題にあたり、出典（著作者名・作品名等）を明示していただくこと。
- 3、試験の実施後速やかに、使用した作品の著作者（著作権者）と当協会に、試験問題用紙（またはそのコピー）を添えて報告していただくこと。
- 4、入学試験問題を、当該試験受験者以外の一般受験者等の利用に供するために提供する場合、例えば、次年度の受験生等に配布する場合、入学試験問題をホームページ等に

掲載する場合、入学試験問題を各校独自の試験問題集に掲載する場合には、いずれの場合も著作物使用料が発生します。必ず著作権者の許諾を得た上で使用料のお支払いをお願いします。また著者名、出所を明示しない場合、著しく改変するような場合には著作権者の許諾が必要ですので、必ず許諾を求めてください。

なお、日本文藝家協会に著作権管理委託をされている約 3,300 名余の著作者の作品を使用される場合は、当協会ですら許諾が出せます。委託者名簿は、当協会ホームページ <http://www.bungeika.or.jp/> をご参照ください。

以上

お問い合わせ先：日本文藝家協会著作権管理部

伊藤・母袋(もたい)・上田

03・3265・9658